



# 山形県公報

平成25年4月23日(火)  
第2438号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……561
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……562
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……563
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……564
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……565
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村整備課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……566
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……567
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(情報企画課) ……568
- 平成25年度調理師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……同
- 普通肥料の検査結果の概要……………(農業技術環境課) ……同
- 特殊肥料の検査結果の概要……………(同) ……570
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……572

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第432号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
あ お ば 薬 局	酒田市若浜町5番1	平成25. 4. 1
き だ 内 科 ク リ ニ ッ ク	米沢市金池六丁目4番1号	同 4. 4
川 口 耳 鼻 咽 喉 科 ク リ ニ ッ ク	酒田市若竹町二丁目3番2号	同 4. 8

**山形県告示第433号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
三友堂病院  
米沢市中央六丁目1番219号
- 届出の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
財団法人三友堂病院	三友堂病院	平成25. 4. 1

**山形県告示第434号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
高 橋 眼 科 医 院	酒田市住吉町11番27号	平成25. 3. 31

**山形県告示第435号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
医療法人 菊池医院	酒田市東泉町二丁目9番地の47	平成25.3.31

**山形県告示第436号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所 鶴岡市西新斎町14番26号	訪問介護	平成25.4.1
庄内医療生活協同組合	協立デイサービスふたば 鶴岡市双葉町13番45号	通所介護	同
前田自動車工業有限会社	デイサービス こもれび 酒田市亀ヶ崎五丁目7番53号	通所介護	同 4.9

**山形県告示第437号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	鶴岡市社会福祉協議会訪問介護事業所 鶴岡市西新斎町14番26号	介護予防訪問介護	平成25.4.1
庄内医療生活協同組合	協立デイサービスふたば 鶴岡市双葉町13番45号	介護予防通所介護	同
前田自動車工業有限会社	デイサービス こもれび 酒田市亀ヶ崎五丁目7番53号	介護予防通所介護	同 4.9

**山形県告示第438号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	ホームヘルパーステーションふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	訪問介護	平成25.3.31
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	ホームヘルパーステーションおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	訪問介護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	なえづホームヘルパーステーション 鶴岡市ほなみ町3番1号	訪問介護	同

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	とようらホームヘルパーステーション 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番地1	訪問介護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	くしびきホームヘルパーステーション 鶴岡市上山添字成田21番地9	訪問介護	同
庄内まちづくり協同組合虹	デイサービスふたば 鶴岡市双葉町13番45号	通所介護	同

## 山形県告示第439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	ホームヘルパーステーションふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	介護予防訪問介護	平成25. 3. 31
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	ホームヘルパーステーションおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	介護予防訪問介護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	なえづホームヘルパーステーション 鶴岡市ほなみ町3番1号	介護予防訪問介護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	とようらホームヘルパーステーション 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番地1	介護予防訪問介護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	くしびきホームヘルパーステーション 鶴岡市上山添字成田21番地9	介護予防訪問介護	同
庄内まちづくり協同組合虹	デイサービスふたば 鶴岡市双葉町13番45号	介護予防通所介護	同

## 山形県告示第440号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町5番30号	なえづホームヘルパーステーション 鶴岡市ほなみ町3番1号	居宅介護 重度訪問介護	平成25. 3. 31
同	とようらホームヘルパーステーション 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番地1	居宅介護 重度訪問介護	同
同	ホームヘルパーステーションふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	居宅介護 重度訪問介護	同
同	ホームヘルパーステーションおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	居宅介護 重度訪問介護	同
同	くしびきホームヘルパーステーション 鶴岡市上山添字成田21番地9	居宅介護 重度訪問介護	同

## 山形県告示第441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町5番30号	鶴岡市社会福祉協議会訪問介護 事業所 鶴岡市西新斎町14番26号	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	平成25. 4. 1

## 山形県告示第442号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字二位田、大字長谷堂、大字谷柏元下谷柏、東二位田、大字前明石、鑄物町、長町、境田町、沖町、大字見崎、高田、藤治屋敷、馬合、馬洗場、下田、三社、塚野目、北田、南田、大字中野、大字谷柏元上谷柏、大字津金沢、大字中野目、大字灰塚、大字菅沢、百目鬼、大字柏倉及び大字門伝の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成26年3月31日まで
鶴 岡 市	大網、添川、鷺畑、越沢及び東堀越の各一部	同
酒 田 市	山谷及び山谷新田の各一部	同
上 山 市	松山三丁目、長清水、永野及び高野の各一部	同
長 井 市	成田、森及び宮の各一部	同
東 根 市	長瀬の一部	同
尾 花 沢 市	大字鶴子、大字上柳渡戸、大字下柳渡戸、大字尾花沢、大字延沢及び大字細野の各一部	同
南 陽 市	三間通、宮内及び蒲生田の各一部	同
大 江 町	大字柳川の一部	同
最 上 町	大字富澤及び大字塚田の各一部	同
戸 沢 村	大字古口の一部	同
川 西 町	大字小松、大字下小松及び大字中小松の各一部	同
飯 豊 町	大字萩生の一部	同

**山形県告示第443号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	今 儀 一	西置賜郡小国町大字小渡276番地
同	渡 部 茂 雄	同 大字岩井沢175番地
同	伊 藤 孝 太 郎	同 大字田沢頭247番地

**山形県告示第444号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	下 林 政 志	西置賜郡小国町大字増岡593番地
監 事	今 儀 一	同 大字小渡276番地
同	渡 部 茂 雄	同 大字岩井沢175番地
同	伊 藤 孝 太 郎	同 大字田沢頭247番地

**山形県告示第445号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
井の下土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡小国町大字小国小坂町3丁目6番地
- 3 認可年月日  
平成25年4月11日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第446号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東田川郡庄内町千本杉地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年5月1日から同年7月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（河川計画図作成）

**山形県告示第447号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上川上流域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成24年11月6日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ計測）

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平25年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人たんぼぼ作業所
  - (2) 代表者の氏名  
森 徳康
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市掘端町7番40号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対し社会の一員として、障害者自立支援事業やその家族に対する相談事業を行い、一人ひとりができる仕事に関わりながら社会参加の増進と環境や福祉の問題に取り組み、関係機関等と連携し共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。



特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
行財政情報サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2094
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額 33,264,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成25年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成25年8月24日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
  - (2) 場 所 山形市
- 2 受験手続  
調理師試験受験願書を平成25年6月3日（月）から平成25年6月14日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形市松波二丁目8番1号山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課において平成25年6月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。
- 3 その他  
詳細については、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023-630-2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成25年2月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考	
			検査項目	検査指摘事項	保証票の検査		その他の検査
混合有機質肥料	栢川鮭漁業生産組合	鮭パウダー	主成分TN、TP、TK				

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 主成分の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成25年2月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者若しくは 販売業者又は表示者	届 （商 品 名 ）	検査の結果								備考	
			窒 素 全 量 %	リン 酸 全 量 %	加里 全 量 %	銅 全 量 mg/kg	亜 鉛 全 量 mg/kg	石 灰 全 量 %	炭 素 比	水分 含有量%		その他 の検査
たい肥	株式会社エルデック	ネニパワー	3.7	1.7	1.8					12.1	64.2	乾物
	羽黒高品質堆肥製造施設利用 組合	畜産ゆうき堆肥	1.5	2.8	2.1					14.9		現物

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パソコン用ソフトウェア（オペレーティングシステム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年4月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成25年6月3日（月） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 パソコン用ソフトウェア（オペレーティングシステム） 2,966本
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年6月28日（金）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成25年5月20日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Software for Personal Computer (Operating System)  
Quantity: 2,966
- (2) Time limit for tender: 10:00 A.M. June 3, 2013
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2720

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成23. 6. 7	第2249号	575	8	「行革推進課」を「行革推進課、 財政課」	「行革推進課及び管財課」を 「行革推進課、財政課及び管 財課」
平成25. 3. 22	第2429号	333	下から12	に、「もの」を「者」に改める。	に改める。

平成25年4月23日印刷  
平成25年4月23日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056